

## 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（上之保地域）

昨年の関地域の指定に引き続き、上之保地域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が、5月21日に公示されました。

近年、1時間に100ミリを越すような局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、それに伴い土砂災害も増えています。土砂災害は、全国で毎年1000件程度発生しており、毎年約60人も人命が失われています。

こうした土砂災害（がけ崩れ、土石流）から住民の生命を守るために、土砂災害防止法が施行され、それに基づいて、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行います。

### ○指定区域には次の2種類があります。

- ・土砂災害警戒区域  
土砂災害の起こるおそれがある区域
  - ・土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域の中でも特に建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域
- 土砂災害特別警戒区域には次の制限があります。

- ・特定の開発行為に対する許可制  
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
- ・建物の構造規制  
居室のある建築物は、土砂崩れなどの衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

・建築物の移転勧告  
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転などの勧告が図られます。

### ◆今回指定された箇所（上之保地域）

- 土砂災害警戒区域 165カ所  
内訳▽急傾斜地 117カ所  
▽土石流 48カ所
- 土砂災害特別警戒区域 163カ所  
内訳▽急傾斜地 117カ所  
▽土石流 46カ所

※今後、その他の地域についても順次、砂防基礎調査および区域の指定が行われます。

### ◆次の場所で閲覧することができます。

- ・美濃土木事務所 河川砂防課砂防担当または総務課施設管理担当（☎34011）
- ・関市建設総務課 管理係（☎279）
- ・上之保事務所 産業建設係（☎2011）
- ▽特定の開発などの許可申請については  
・美濃土木事務所 総務課施設管理担当（☎34011）
- ▽指定された区域の建築物に対する構造規制については  
・中濃建築事務所 建築指導係（☎057423111）  
集中豪雨など降雨が続く時は、土砂災害に十分に注意し、早めの避難に心掛けてください。

◆照会先 建設総務課（☎27279）

広報紙の記事をつくってみませんか？

# 市民記者 募集！！

## 内 容

- 市民の皆さんによる市民記者が取材・編集した記事を年に2回(2ページ程度)掲載します。
- テーマや原稿などは広報課で監修しますが、それ以外は市民記者の皆さんに企画・進行などをお願いします。
- 市民記者活動中の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入します。保険料は市が負担します。
- 会議、取材などに関する手当はありません。

## 期 間

任命された日から3月31日まで

## 対 象

企画、取材などを自ら行える市内在住の方

## 申込方法

7月9日(金)までに  
電話、ファックス、市ホームページから広報課

## 申込・照会先

広報課

☎ 23-9261

FAX 23-7744

<http://www.city.seki.gifu.jp/>